

社会保険労務士法人WILLニュース。【2026年見直し】企業が知っておきたい、年収の壁。



2026年度（令和8年度）の税制改正により、所得税が課税されない年収の範囲が178万円まで引き上げられます（2026年12月施行）。また、2026年10月には社会保険の加入要件のひとつである賃金要件の撤廃が決定しました。これらに伴い、2026年度の「年収の壁」にも変化が生じています。

今回の記事では、今年度の年収の壁を整理するとともに、税制改正と社会保険適用拡大の影響、年末調整に向けて従業員からどのような情報を確認すればよいかなどについて解説します。

2026年度の「年収の壁」

年収の壁は大きく、「税の壁」と「社会保険の壁」に分けられます。

2026年度は所得税と社会保険とで方向の異なる改正が行われるため、従業員に説明する場面では注意が必要です。以下に、昨年度との比較を含め2026年度の年収の壁を整理します。

	2026年度	2025年度	壁による変化
住民税	110万円 (2026年度)	110万円	住民税が課税される（自治体により異なる） ※2027・2028年は119万円の壁になる
所得税	136万円	123万円	配偶者に扶養されている場合、配偶者が配偶者控除を受けられなくなる（配偶者特別控除に移行する） （配偶者以外の）家族に扶養されている場合、その家族が扶養控除を受けられなくなる
	159万円	150万円	親などに扶養されている場合、親などが特定親族特別控除を減額されはじめる
	169万円	160万円	配偶者に扶養されている場合、配偶者が配偶者特別控除（満額38万円）を減額され始める
	178万円	160万円	所得税が課税される
	197万円	188万円	親などに扶養されている場合、親などが特定親族特別控除を受けられなくなる
	207万円	201万円	配偶者に扶養されている場合、配偶者が配偶者特別控除を受けられなくなる
社会保険	2026年10月 撤廃	106万円	【厚生年金保険の被保険者数51人以上の企業に勤務する方が対象】 ・勤務先の社会保険に加入義務が生じる ・家族の社会保険の扶養から外れる ※年収130万円未満でも扶養から外れる
	130万円	130万円	家族の社会保険の扶養から外れる
	150万円	150万円	親などに扶養されている19歳～22歳（配偶者を除く）の被扶養者が、親などの扶養から外れ本人に社会保険加入義務が生じる
	180万円	180万円	家族に扶養されている60歳以上または一定の障害者である被扶養者が、家族の扶養から外れ本人に社会保険加入義務が生じる

2026年度（令和8年度）税制改正の主なポイント

2026年度（令和8年度）の税制改正では、「基礎控除」や「給与所得控除の最低保障額」が見直されます。

2026年・2027年分については、合計所得金額が489万円以下の場合の基礎控除額は104万円、給与所得控除の最低保障額は74万円となり、両者を足した178万円まで所得税が課税されない

こととなります。これが「178万円の壁」です。つまり、2025年度まで160万円の壁を意識して就業調整などをしていた方は、より多く働くことが可能になります。

【基礎控除の改正】

合計所得金額 〔令和8・9年分における 収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3) 〕	基礎控除額（改正された範囲）			
	改正後 ^(注1)		改正前 ^(注1)	
	令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)	104万円 ^(注2)	99万円 ^(注2)	95万円 ^(注2)	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)		62万円	88万円 ^(注2)	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)			68万円 ^(注2)	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	67万円 ^(注2)		63万円 ^(注2)	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円		58万円	

（出典）[国税庁『源泉所得税の改正のあらまし』P1](#)（一部抜粋して掲載）

【給与所得控除の最低保障額の引上げ】

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正された範囲）		
	改正後		改正前
	令和8・9年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円 ^(注1)	その収入金額×30%＋8万円 (69万円未満となる場合は、69万円)	65万円
190万円超 220万円以下			その収入金額×30%＋8万円

（出典）[国税庁『源泉所得税の改正のあらまし』P1](#)（一部抜粋して掲載）

なお、2026年分の所得税への適用は年末調整からとなります。2026年11月までの給与等の源泉徴収事務には変更が生じず、12月の年末調整で改正後の内容に基づき、1年間の税額を計算して精算します。

また、今回の税制改正では、扶養親族等の所得要件や配偶者特別控除の対象範囲なども見直されています。

【扶養親族等の所得要件の改正】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62 万円以下 (136 万円以下)	58 万円以下 (123 万円以下)
特定親族	62 万円超 123 万円以下 (136 万円超 197 万円以下)	58 万円超 123 万円以下 (123 万円超 188 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超 133 万円以下 (136 万円超 207 万円以下)	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	89 万円以下 (163 万円以下)	85 万円以下 (150 万円以下)

(出典) [国税庁『源泉所得税の改正のあらまし』P2](#) (一部抜粋して掲載)

【配偶者特別控除額および特定親族特別控除額の改正】

配偶者又は特定親族の合計所得金額 (令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	配偶者特別控除額			特定親族 特別控除額
	所得者の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			
	900 万円以下 (1,095 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 〔1,095 万円超 1,145 万円以下〕	950 万円超 1,000 万円以下 〔1,145 万円超 1,195 万円以下〕	
62 万円超 85 万円以下 (136 万円超 159 万円以下)	38 万円	26 万円	13 万円	63 万円
85 万円超 90 万円以下 (159 万円超 164 万円以下)				61 万円
90 万円超 95 万円以下 (164 万円超 169 万円以下)				51 万円
95 万円超 100 万円以下 (169 万円超 174 万円以下)	36 万円	24 万円	12 万円	41 万円
100 万円超 105 万円以下 (174 万円超 179 万円以下)	31 万円	21 万円	11 万円	31 万円
105 万円超 110 万円以下 (179 万円超 184 万円以下)	26 万円	18 万円	9 万円	21 万円
110 万円超 115 万円以下 (184 万円超 189 万円以下)	21 万円	14 万円	7 万円	11 万円
115 万円超 120 万円以下 (189 万円超 194 万円以下)	16 万円	11 万円	6 万円	6 万円
120 万円超 123 万円以下 (194 万円超 197 万円以下)	11 万円	8 万円	4 万円	3 万円
123 万円超 125 万円以下 (197 万円超 199 万円以下)				
125 万円超 130 万円以下 (199 万円超 204 万円以下)	6 万円	4 万円	2 万円	
130 万円超 133 万円以下 (204 万円超 207 万円以下)	3 万円	2 万円	1 万円	

(出典) [国税庁『源泉所得税の改正のあらまし』P2](#) (一部抜粋して掲載)

くわしくは、国税庁のパンフレットなどでご確認ください。
参考 | [国税庁『源泉所得税の改正のあらまし』](#)

社会保険は「106万円の壁」が撤廃

社会保険では、2026年10月に106万円の壁（賃金要件）が撤廃されます。
2026年9月末までの現行制度においては、従業員数51人以上の企業で働く短時間労働者は、下図の4つの要件をすべて満たす場合に社会保険の加入義務が生じます。

加入要件	現行（～2026年9月）	2026年10月以降
①週所定労働時間	20時間以上	20時間以上（変更なし）
②賃金要件	所定内賃金が月額 8.8万円以上	撤廃
③学生除外	あり	あり（変更なし）
④2か月を超えて 働く見込みが ある	あり	あり（変更なし）

2026年10月以降は、②の賃金要件が撤廃され、上図①③④の3つの要件を満たす短時間労働者は、給与水準にかかわらず社会保険に加入しなければなりません。

所得税は非課税範囲の拡大により負担が減少する人が増える一方、社会保険においては保険料負担が増加する人が生じる可能性があります。従業員に説明する場面では、これらの改正の方向の違いに留意することが重要です。

従業員から扶養の相談を受けたら、何を確認すべきか

年末調整や社会保険の手続きでは、従業員から「配偶者や子どもを扶養に入れられるか」「配偶者や子どもがいくらまで働いてもよいか」などと相談されることがあります。こうした場面で労務担当者が押さえておきたいのは、所得税と社会保険で扶養の判定に使う「収入」の考え方が異なるという点です。これは、配偶者だけでなく、子どもや親などの扶養親族全般に当てはまる考え方です。

もっとも、従業員自身がこれらの違いを正しく理解できていないケースもあります。そのため、従業員に「配偶者の年収はいくらですか」とだけ確認するのではなく、何を基準に確認してもらうのかについて、所得税と社会保険に分けて説明しておくことが大切です。

【所得税では「収入」と「所得」の違いを分かるように説明】

「収入」と「所得」は同じ意味のように使われることがあります。しかし、所得税法では、収入から必要経費を差し引いたものが「所得」とされており、両者には明確な違いがあります。なお、収入が給与のみの場合は、事業所得のように必要経費を差し引くことができない代わりに、給与所得控除額を収入金額から差し引くこととされています。

また、従業員から「配偶者の年収は170万円です」「子どものアルバイト収入は150万円です」などと申告された場合には、その金額に含まれている所得の種類（給与所得や事業所得、不動産所得、公的年金等の雑所得など10種類に分類されている）を正確に把握することが重要です。

年末調整では、配偶者などの収入から各所得の種類に応じた計算方法で求めた合計所得金額が、控除の要件を満たすかを確認します。所得の種類に応じた計算方法は、国税庁のサイトを

参考にしてください。

参考 | [国税庁『所得の種類と課税方法』](#)

また、所得には課税所得と非課税所得があります。給与収入のみの場合は、一定の旅費や非課税限度額以内の通勤手当などが非課税所得に該当します。なお、2026年度（令和8年度）税制改正により、通勤手当の非課税限度額が改正されている点にも留意が必要です。くわしくは、以下のサイトをご確認いただくとともに、こうした非課税所得が合計所得金額に含まれていないかについても確認しておくで安心です。

参考 | [国税庁『通勤手当の非課税限度額の改正について』](#)

非課税所得に該当する所得は、所得の種類によって異なります。詳細は、国税庁の以下のサイトでご確認ください。

参考 | [国税庁『No.2011 課税される所得と非課税所得（非課税所得）』](#)

年末調整の多くは年内（12月）に行われます。従業員に記載してもらう配偶者等の合計所得金額は、その時点ではまだ確定していない「見積額」です。配偶者等の収入が給与収入のみのケースで考えると、11月までの実績が分かっているならばその金額に12月分の給与（またはアルバイト収入等）を、契約上の勤務条件などから合理的に見積もった金額を加えて1年間の合計所得金額を見積もってもらうこととなります。

【社会保険では「今後の収入見込み」を確認】

一方、社会保険の被扶養者認定では、税法上の扶養とは異なる基準で収入を確認します。2026年4月からは、労働条件通知書等に記載された賃金から年間収入を見込む取扱いが示されました。

この取扱い変更に伴う被扶養者認定時の年間収入基準は、以下のとおりです。

被扶養者の認定時に確認する年間収入の要件

2026年4月1日以降は「労働条件通知書」等の労働契約内容が分かる書類に記載がある賃金（※1）から見込まれる年間収入が130万円未満（※2）であり、かつ他の収入が見込まれず、以下の①②に該当する場合は、原則として被扶養者に該当するものとして取扱う

①扶養認定を受ける方が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の1/2未満であると認められる場合（※3）

②扶養認定を受ける方が被保険者と同一世帯に属していない場合には、被保険者からの援助（いわゆる仕送り）による収入額より少ない場合

※1：諸手当および賞与も含む

※2：扶養認定を受ける方が60歳以上である場合、または一定程度の障害者である場合は、180万円未満（障害年金などの給与以外の収入がある場合を除く）、19歳以上23歳未満である場合は150万円未満（配偶者を除く）

※3：収入が被保険者の収入の半分以上であっても、被保険者の年間収入を上回らず、日本年金機構がその世帯の生計の状況を総合的に勘案し、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割をはたしていると認めるときは、被扶養者となる場合がある

参考 | [日本年金機構『労働契約内容による年間収入での被扶養者の認定の取り扱いについて』](#)

社会保険の扶養について従業員から相談を受けた場合には、「去年は130万円未満だったから大丈夫」などと過去の収入だけを基に判断するのではなく、今後の働き方を踏まえて確認する必要があります。

社会保険の扶養の認定については、以下の労務マガジンでくわしく解説していますので、ご参照ください。

労務マガジン『[【基礎知識】社会保険の被扶養者の認定基準とは（手続きおよびその後の流れ）。](#)』

このように、同じ「扶養」という言葉でも、所得税と社会保険では確認する内容が異なる点を従業員に正しく説明することが大切です。

おわりに

2026年度の「年収の壁」は、所得税と社会保険とで方向の異なる改正が重なっている点に留意が必要です。

所得税は2026年12月の年末調整から改正内容への対応が必要となる一方、社会保険は2026年10月から賃金要件が撤廃され、加入対象となる従業員が増える可能性があります。

また、扶養について従業員から相談を受けたときには、「年収はいくらか」と確認するだけでは十分ではありません。所得税では「収入」と「所得」を分けて確認し、社会保険では今後の

収入見込みや労働条件通知書などを確認するため、これらの制度の違いを理解したうえで、従業員からの相談に対応できるようにしておくことが大切です。
